

交 企 第 7 3 号
(交 指)
平 成 3 0 年 5 月 1 8 日

地 域 課 長
交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の公布及び施行について（通達）

平成30年4月27日、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第41号。以下「改正省令」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第634号。以下「改正告示」という。）が別添1及び2のとおり公布され、即日施行された。

改正の経緯及び概要並びに留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の経緯

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において原動機付自転車に区分される公道を走行するカートについて、外国人観光客らが運転する車両を中心に事故が相次いだことから、運転者の安全を確保するため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の改正を行うこととしたもの。

2 改正の概要

道路運送車両法上の原動機付自転車のうち三輪以上のもの（保安基準第1条第14号に規定する付随車を除く。以下「原動機付自転車」という。）の安全性を向上させるための改正を行うほか、その他所要の改正が行われた。

本改正のうち、使用の過程にある原動機付自転車の保安基準に係る改正事項は以下のとおりである。

(1) 被視認性向上部品の設置義務化（保安基準第61条の2第1号、細目告示第274条の2第1項）

座席の地上面からの高さが500ミリメートル未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、地上1メートル以上の高さに、長さ300ミリメートル、幅250ミリメートル以上の構造物を有するものであること。

(2) 夜間被視認性向上灯火器の義務化（保安基準第62条の3、細目告示第278条第2項第2号）

座席の地上面からの高さが500ミリメートル未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の尾灯は、最も高い位置にある尾灯の照明部の中心が地上1メートル以上、2メートル以下となるように取り付けられていること。

(3) 座席ベルト等の装備義務化（保安基準第66条の2、細目告示第286条の2）

ア 原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の座席ベルトの取付装置は、次の基準を満たすものであること。

(ア) 衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

(イ) 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。

(ウ) 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

(エ) 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

(オ) 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

イ 原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の座席ベルトは、次の基準を満たすものであること。

(ア) 衝突等による衝撃を受けた場合において、座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

(イ) 衝突等による衝撃を受けた場合において、座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

(ウ) 容易に着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。

(エ) 通常の運行において座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

(オ) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、上記(ア)～(エ)の基準に適合するものとする。

a 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定による型式認定を受けた原動機付自転車に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

b 道路運送車両法第75条の2第1項の規定に基づく型式指定を受けた特定共通構造部に備え付けられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

c 道路運送車両法第75条の3第1項の規定に基づく型式指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

d JIS D4604「自動車用シートベルト」の規格に適合し的確に備えられた座席ベルト

(4) 回転部分の突出の禁止（保安基準第61条の2第2号、細目告示第274条の2第2項）

原動機付自転車のタイヤ、ホイール・キャップ等がフェンダ等の車体より外側に突出していないこと。

(5) かじ取衝撃吸収構造の義務化（保安基準第65条の3、細目告示第285条の2）

原動機付自転車のかじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

(6) 頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）の装備義務化（保安基準第66条の3、細目告示第286条の3）

原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の頭部後傾抑止装置は、次の基準を満たすものであること。

ア 追突等による衝撃を受けた場合において、運転者の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものであること

イ 運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること

ウ 振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること

エ 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、上記ア～ウの基準に適合するものとする。

(ア) 道路運送車両法施行規則第62条の3第1項の規定による型式認定を受けた原動機付自転車に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置

(イ) 道路運送車両法第75条の2第1項の規定に基づく型式指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置

(ウ) 道路運送車両法第75条の3第1項の規定に基づく型式指定を受けた頭部後傾抑止装置

(エ) JIS D4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合し的確に備えられた頭部後傾抑止装置

3 留意事項

本改正の適用対象時期は別添3のとおりであるが、被視認性向上部品の設置義務化、夜間被視認性向上灯火器の義務化及び座席ベルト等の装備義務化については平成32（2020）年4月1日以降、現在運行の用に供されている車両も含めて遡及適用されることとなるので留意されたい。

特に、座席ベルトについては、平成32（2020）年4月1日以降、現在運行の用に供されている車両を含む平成33（2021）年3月31日以前に製作された原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）については2点式又は3点式の座席ベルト、平成33（2021）年4月1日以降に製作された原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）については3点式の座席ベルトの装備が義務づけられることとなり、したがって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第1項の座席ベルト装着義務も課されることとなるので、交通指導取締り等に当たっては事務処理上遺漏のないようにされたい。

担当：交通企画課交通部企画係
交通指導課指導取締係

○国土交通省令第四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十四条及び第四十五条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(車体)</p> <p>第六十一条の二 原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

一 車体は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、原動機付自転車の周囲にある他の交通からの視認性を向上させるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものであること。

二 車体の外形その他原動機付自転車の形状は、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。

第六十一条の三 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第六十一条の二 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

(尾灯)

第六十二条の三 原動機付自転車（最高速度

二十キロメートル毎時未満のものを除く。

第六十二条の四、第六十三条の二、第六十

五条の二、第六十五条の三、第六十六条の

二及び第六十六条の三において同じ。）の後

面には、尾灯を備えなければならない。

2・3 (略)

(かじ取装置)

第六十五条の三 原動機付自転車（二輪のも

の及び付随車を除く。）のかじ取装置は、当

該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受

けた場合において、運転者に傷害を与える

おそれのないものとして、運転者の保護

に係る性能に関し告示で定める基準に適合

するものでなければならない。

(座席ベルト等)

第六十六条の二 原動機付自転車（二輪のも

の及び付随車を除く。）には、当該原動機付

自転車が衝突等による衝撃を受けた場合に

おいて、運転者が、座席の前方に移動する

ことを防止し、かつ、上半身を過度に前傾

することを防止するため、座席ベルト及び

当該座席ベルトの取付装置を備えなければ

ならない。ただし、座席がまたがり式であ

るものにあつては、この限りでない。

2 前項の座席ベルトの取付装置は、座席ベ

ルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、

取り付けられる座席ベルトが有効に作用

し、かつ、乗降の支障とならないものとし

て、強度、取付位置等に関し告示で定める

基準に適合するものでなければならない。

3 第一項の座席ベルトは、当該原動機付自

転車が衝突等による衝撃を受けた場合にお

いて、当該座席ベルトを装着した者に傷害

を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操

作等を行うことができるものとして、構造、

操作性能等に関し告示で定める基準に適合

するものでなければならない。

(尾灯)

第六十二条の三 原動機付自転車（最高速度

二十キロメートル毎時未満のものを除く。

以下この条、第六十二条の四、第六十三条

の二及び第六十五条の二において同じ。）の

後面には、尾灯を備えなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(頭部後傾抑止装置等)

第六十六条の三 原動機付自転車（二輪のも

の及び付随車を除く。）の座席（またがり式

の座席を除く。）には、他の自動車の追突等

による衝撃を受けた場合において、運転者

の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、

運転者の頭部等に傷害を与えるおそれの少

ないものとして、構造等に関し告示で定め

る基準に適合する頭部後傾抑止装置を備え

なければならない。ただし、当該座席自体

が当該装置と同等の性能を有するものであ

るときは、この限りでない。

(縮約国登録原動機付自転車の特例)

第六十七条の三 縮約国登録原動機付自転車

については、第六十条から第六十六条の三

までの規定は、適用しない。

2 (略)

(車体)

第七十一条 (略)

2 乗用に供する軽車両の座席及び立席につ

いては、第二十二条第一項（座席の向きに

係る部分を除く。）、第二項、第五項及び第

六項、第二十二条の二、第二十三条並びに

第二十四条の規定を準用する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(新設)

(縮約国登録原動機付自転車の特例)

第六十七条の三 縮約国登録原動機付自転車

については、第六十条から第六十六条まで

の規定は、適用しない。

2 (略)

(車体)

第七十一条 (略)

2 乗用に供する軽車両の座席及び立席につ

いては、第二十二条第一項、第二項、第五

項及び第六項、第二十二条の二、第二十三

条並びに第二十四条の規定を準用する。

○国土交通省告示第六百三十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第六十一条の二、第六十五条の三、第六十六条の二第二項及び第三項、第六十六条の三、第六十七条の二並びに第七十一条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示のように定める。

平成三十年四月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 発	出 発
<p>(座席)</p> <p>第184条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1項(保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。)の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項(保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。)の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(補助座席定員)</p>	<p>(座席)</p> <p>第184条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(補助座席定員)</p>
<p>第185条 保安基準第22条の2(保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。)の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上でなければならぬとする。</p> <p>(通路)</p>	<p>第185条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上でなければならぬとする。</p> <p>(通路)</p>
<p>第189条 保安基準第23条第2項(保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。)に基づき、乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅(通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅)300mm以上、有効高さ1,600mm(当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上のものではない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(立席)</p>	<p>第189条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅(通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅)300mm以上、有効高さ1,600mm(当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上のものではない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(立席)</p>
<p>第190条 保安基準第24条第1項(保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、立席を設けることができる客席内の告示で定める床面は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保安基準第24条第3項(保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、立席人員1人の占める広さに関し告示で定める面積は、0.14㎡とする。</p> <p>(車体)</p>	<p>第190条 保安基準第24条第1項の規定により、立席を設けることができる客席内の告示で定める床面は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保安基準第24条第3項の規定により、立席人員1人の占める広さに関し告示で定める面積は、0.14㎡とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第242条の2 車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の2第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。</p> <p>二 座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車(またがり式の座席を有するものを除く。)の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上1m以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300mm以上、幅250mm以上のものにあつては、この基準に適合するものとする。</p>	

2 車体の外形その他原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の2第2項の告示で定める基準は、車体の外形その他原動機付自転車の形状が、回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、原動機付自転車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フエンダ等）より車面の外側方向に突出してはならないものは、この基準に適合するものとする。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条 原動機付自転車（付随車を除く。以下この条、第252条、第250条、第268条、第275条及び第284条において同じ。）の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の発散防止性能に関し保安基準第61条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

2 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるフローパーイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の3第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の3第5項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が2.0を超えないものでなければならぬものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれがある場合、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の3第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

（尾灯）

第246条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。ただし、座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車（次の各号に掲げるものを除く。）にあつては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.12.4.2の規定中に「地上350mm」とあるのは、「地上1,000mm」と読み替えるものとする。

一 またがり式の座席を有する原動機付自転車

二 二輪の原動機付自転車

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条 原動機付自転車（付随車を除く。以下この条、第252条、第250条、第268条、第275条及び第284条において同じ。）の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の発散防止性能に関し保安基準第61条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

2 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるフローパーイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の2第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の2第5項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が2.0を超えないものでなければならぬものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれがある場合、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

（尾灯）

第246条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

(かじ取装置)
第253条の2 かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の3の告示で定める基準は、当該原動機付自転車が発車衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。
 （座席ベルト等）

(新設)

第254条の2 座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第66条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(新設)

- 一 当該原動機付自転車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
- 二 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。
- 三 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
- 四 乗降に際し損傷を受けおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- 五 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。
- 2 座席ベルトの構造、操作性等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

(頭部後傾抑止装置)

(新設)

第254条の3 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑止装置の性能に関し、保安基準第66条の3の告示で定める基準は、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の3.4.2.、3.4.3.1.及び3.4.4.の規定中「800mm」とあるのは「700mm」と、3.4.3.2.の規定中「750mm」とあるのは「650mm」と読み替えることができるものとする。

(車体)

(新設)

第258条の2 車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の2第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- 二 車体は、著しく損傷していないこと。
- 三 座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上1m以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300mm以上、幅250mm以上のものにあつては、この基準に適合するものとする。

2 車体の外形その他原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の2第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他原動機付自転車の形状が、回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、原動機付自転車が直進姿勢をとつた場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フエンド等）より車面の外側方向に突出していないものは、この基準に適合するものとする。

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第259条 ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の3第2項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプロローフ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプロローフを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のホルムアルデヒドサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

2 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるプロローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の3第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の3第5項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0 を超えないものでなければならぬものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少ない、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の3第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

(尾灯)

第262条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 (略)

三 尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1m以上、2m以下となるように取り付けられていること。

イ またがり式の座席を有する原動機付自転車

ロ 二輪の原動機付自転車

三～六 (略)

3 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第259条 ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の2第2項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプロローフ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプロローフを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のホルムアルデヒドサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

2 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるプロローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の2第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の2第5項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0 を超えないものでなければならぬものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少ない、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

(尾灯)

第262条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 (略)

三 尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

三～六 (略)

3 (略)

(かじ取装置)

第269条の2

かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の3の告示で定める基準は、当該原動機付自転車が発火等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えおそれの少ない構造であることとする。

2 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(座席ベルト等)

第270条の2

座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第66条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 当該原動機付自転車の衝突等によつて座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

二 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。

三 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

四 乗降に際し損傷を受けおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

五 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

2 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えおそれの少ない構造のものであること。

二 当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができものであること。

三 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。

四 通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

3 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

四 J I S D 4604 「自動車用シートベルト」の規格に適合する座席ベルトであつて的確に備えられたもの

(頭部後傾抑止装置)

第270条の3

追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑止装置の性能に関し、保安基準第66条の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該原動機付自転車の運転者の頭部の過度の後傾を有効に抑止することができるものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
- 三 振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること。
- 2 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
- 四 JIS D4606「自動車乗員用ヘルメットライント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの
(車体)

第274条の2 車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の2第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- 二 車体は、著しく損傷していないこと。
- 三 座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上1m以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300mm以上、幅250mm以上のものにあつては、この基準に適合するものとする。

2 車体の外形その他原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の2第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他原動機付自転車の形状が、回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、原動機付自転車が直進姿勢をとつた場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車面の外側方向に突出していないものは、この基準に適合するものとする。

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第275条 ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し、保安基準第61条の3第2項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプロローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプロローブを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

2 第243条第1項又は第250条第1項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないうものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

(新設)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第275条 ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し、保安基準第61条の2第2項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプロローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプロローブを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

2 第243条第1項又は第250条第1項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないうものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるフロアパイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の3第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の3第5項の告示で定める基準は、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、当該装置に損傷がないこととする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少ない、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の3第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

(尾灯)

第278条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。

一 (略)

三 尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車(次に掲げるものを除く。)に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1m以上、2m以下となるように取り付けられていること。

イ またがり式の座席を有する原動機付自転車

ロ 二輪の原動機付自転車

三～六 (略)

3 (略)

(かじ取装置)

第285条の2

かじ取装置(ハンドルバー方式のものを除く。)の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の3の告示で定める基準は、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。

2 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(座席ベルト等)

第286条の2

座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第66条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 当該原動機付自転車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるフロアパイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の2第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の2第5項の告示で定める基準は、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、当該装置に損傷がないこととする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少ない、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

(尾灯)

第278条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。

一 (略)

三 尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

三～六 (略)

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。
 三 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 四 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

五 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

2 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第86条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 当該原動機付自転車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

二 当該原動機付自転車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

三 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。

四 通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

3 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一 施行規則第82条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

四 J I S D 4604 「自動車用シートベルト」の規格に適合する座席ベルトであつて的確に備えられたもの

(頭部後傾抑止装置)

第286条の3 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑止装置の性能に関し、保安基準第86条の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該原動機付自転車の運転者の頭部の過度の後傾を有効に抑止することができるものであること。

二 運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。

三 振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること。

2 次に掲げる頭部後傾抑止装置であつて、運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 施行規則第82条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置

四 J I S D 4606 「自動車乗員用ヘッドレストベルト」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であつて、的確に備えられたもの

(新設)

<p>別添34 頭部後傾抑上装置の技術基準</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>この技術基準は、自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下の自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び原動機付自転車（二輪の原動機付自転車、最高速度20km/h未満の原動機付自転車及び付随車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席、これと並列の座席及び自動車の側面に隣接する座席）に備える頭部後傾抑上装置（座席の背もたれ部分（以下、「シートバック」という。）が、本技術基準2.1.に定義する頭部後傾抑上装置として設計されているものを含む。）に適用する。</p> <p>ただし、次に掲げる座席に備える頭部後傾抑上装置には適用しない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>別紙1～別紙3（略）</p>	<p>別添34 頭部後傾抑上装置の技術基準</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>この技術基準は、自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下の自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席、これと並列の座席及び自動車の側面に隣接する座席）に備える頭部後傾抑上装置（座席の背もたれ部分（以下、「シートバック」という。）が、本技術基準2.1.に定義する頭部後傾抑上装置として設計されているものを含む。）に適用する。</p> <p>ただし、次に掲げる座席に備える頭部後傾抑上装置には適用しない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>別紙1～別紙3（略）</p>
<p>（車体）</p> <p>第六十二条の二 保安基準第六十一条の二（第一号に係る部分に限る。）並びに細目告示第二百四十二条の二第一項、第二百五十八条の二第一項及び第二百七十四条の二第一項の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。</p> <p>2 平成三十二年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十一条の二（第二号に係る部分に限る。）並びに細目告示第二百四十二条の二第一項、第二百五十八条の二第二項及び第二百七十四条の二第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）</p> <p>第六十三条 次に掲げる原動機付自転車については、保安基準第六十一条の三第二項から第四項までの規定は、適用しない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 ガソリンを燃料とする原動機付自転車であつて平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて平成一十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十一条の三第五項並びに細目告示第二百四十三条第二項第二号及び同条第四項、第二百五十九条第二項第二号及び同条第四項及び第二百七十五条第二項第二号及び同条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>九～十一（略）</p>	<p>（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部分改正）</p> <p>第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものはこれを加える。</p> <p>改正後</p> <p>改正前</p>
<p>（車体）</p> <p>第六十二条の二 保安基準第六十一条の二（第一号に係る部分に限る。）並びに細目告示第二百四十二条の二第一項、第二百五十八条の二第一項及び第二百七十四条の二第一項の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。</p> <p>2 平成三十二年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十一条の二（第二号に係る部分に限る。）並びに細目告示第二百四十二条の二第一項、第二百五十八条の二第二項及び第二百七十四条の二第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）</p> <p>第六十三条 次に掲げる原動機付自転車については、保安基準第六十一条の三第二項から第四項までの規定は、適用しない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 ガソリンを燃料とする原動機付自転車であつて平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて平成一十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十一条の三第五項並びに細目告示第二百四十三条第二項第二号及び同条第四項、第二百五十九条第二項第二号及び同条第四項及び第二百七十五条第二項第二号及び同条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>九～十一（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第六十三条 次に掲げる原動機付自転車については、保安基準第六十一条の三第二項から第四項までの規定は、適用しない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 ガソリンを燃料とする原動機付自転車であつて平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて平成一十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十一条の三第五項並びに細目告示第二百四十三条第二項第二号及び同条第四項、第二百五十九条第二項第二号及び同条第四項及び第二百七十五条第二項第二号及び同条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>九～十一（略）</p>

(尾灯)

第六十六条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一・二 (略)

三 尾灯は前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

イ (略)

ロ 尾灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。

ただし、座席の地上面からの高さが五百ミリメートル未満の原動機付自転車(次に掲げるものを除く)に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上二メートル以上、二メートル以下となるように取り付けられていること。

- (1) またがり式の座席を有する原動機付自転車
(2) 二輪の原動機付自転車

ハ・ニ (略)

2 (略)

3 昭和三十九年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一・三 (略)

四 尾灯の取付位置は、地上二メートル以下であること。ただし、座席の地上面からの高さが五百ミリメートル未満の原動機付自転車(次に掲げるものを除く)に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上二メートル以上、二メートル以下となるように取り付けられていること。

- (1) またがり式の座席を有する原動機付自転車
(2) 二輪の原動機付自転車

五・六 (略)

4・5 (略)

6 原動機付自転車については、平成三十二年三月三十一日までの間は、細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条並びに第一項及び第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第六百二十四号)による改正前の細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条並びに第一項及び第三項の規定に適合するものであればよい。

(かじ取装置)

第七十三条 平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十五条の三並びに細目告示第二百五十三条の二、第二百六十九条の二及び第二百八十五条の二の規定は、適用しない。

(座席ベルト)

第七十四条 保安基準第六十六条の二並びに細目告示第二百五十四条の二、第二百七十条の二及び第二百八十六条の二の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。

(尾灯)

第六十六条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一・二 (略)

三 尾灯は前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

イ (略)

ロ 尾灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。

ただし、座席の地上面からの高さが五百ミリメートル未満の原動機付自転車(次に掲げるものを除く)に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上二メートル以上、二メートル以下となるように取り付けられていること。

- (1) またがり式の座席を有する原動機付自転車
(2) 二輪の原動機付自転車

ハ・ニ (略)

2 (略)

3 昭和三十九年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一・三 (略)

四 尾灯の取付位置は、地上二メートル以下であること。

- (1) またがり式の座席を有する原動機付自転車
(2) 二輪の原動機付自転車

五・六 (略)

4・5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車（二輪の原動機付自転車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の原動機付自転車並びに付随車を除く。）については、保安基準第六十六条の二第一項中「防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止する」とあるのは「防止する」と、細目告示第二百七十条の二第二項第二号及び第二百八十六条の二第二項第二号中「でき、かつ、上半身を過度に前傾しないようにする」とあるのは「できる」と、細目告示第二百七十条の二第二項第四号及び第二百八十六条の二第二項第四号中「腰部及び上半身」とあるのは「腰部」と読み替えることができる。

（頭部後傾抑止装置等）

第七十五条 平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十六条の三並びに細目告示第二百五十四条の三、第二百七十条の三及び第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

（新設）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

適用対象時期

内 容	平成33(2021)年 3月31日以前に 製作された車両	平成33(2021)年 4月1日以降に 製作された車両
被視認性向上部品の設置義務化	平成32(2020)年4月1日	
夜間被視認性向上灯火器の義務化		
座席ベルト等の装備義務化	平成32(2020)年4月1日 (2点式又は3点式)	/
	/	
回転部分の突出を禁止		適用なし
かじ取衝撃吸収構造の義務化		
頭部後傾抑止装置の装備義務化		